

海外における性犯罪者に対する処遇プログラムの状況

イギリス	カナダ	フランス	オーストラリア	アメリカ	韓国
<p>◇第3次予防(再犯防止)から第2次予防(特定の犯罪を行う危険性のある者への早期介入)へシフトすることにより、犯罪発生後に対応することによる費用の削減と問題行動を起こした者の早期の社会への再統合を促進する試みや施設内から社会内処遇への継ぎ目のない円滑な継続的処遇体制の構築など、犯罪者の社会再統合に重点を置いた施策が展開。</p> <p>○刑務所における性犯罪者処遇プログラム(SOTP) イングランド及びウェールズにおいて25の刑務所において。実施6種類あり、性犯罪又は性的要素のある犯罪を犯した男性向けプログラム</p> <p>○保護観察所における性犯罪者処遇プログラム C-SOGP 性犯罪で有罪判決を受けた21歳以上の男性犯罪者のためのプログラム。内務省により正式に認可された認知行動プログラム</p> <p>TV-SOGP あらゆる種類の性犯罪(非接触型の性犯罪を含む)で有罪判決を受けた男性犯罪者</p> <p>N-SOGP 18歳以上の男性を対象、非接触型の性犯罪を含む</p> <p>○公衆保護のための措置 ・認可住居 (内務省保護観察局所管施設) 公衆保護を目的として、社会に対する危険性を有する犯罪者を居住させて監督する刑事施設。 2006年現在104施設</p> <p>・電子監視 社会内及び認可住居内に居住する危険性の程度が中程度及び高程度の性犯罪者釈放者を対象としたものであり、立ち入り禁止地域への接近についてのモニターを行っている。 電子監視を社会内命令及び猶予刑の条件として付加する法が制定。</p>	<p>◇20年余前から一貫して実証的根拠に基づく実践をめざしており、連邦公共安全省強制保護研究部と複数の大学の研究者たちが支えてきた。</p> <p>◇認知行動療法をベースとした基礎単発型プログラムである第1世代、再犯危険性評価の結果を踏まえて犯罪者類型に対応した包括的プログラムである第2世代を経て、2009年秋から第3世代の犯罪者処遇プログラムの確立を目指した取り組み。</p> <p>○性犯罪者処遇プログラム ・施設内処遇 高密度、中密度及び低密度の犯罪者処遇プログラム及び処遇効果維持プログラム ⇒日本に導入 ・社会内処遇 低密度の及び処遇効果プログラム</p> <p>○効果的な犯罪者処遇の条件 RNRの原則 ①Risk(静的再犯危険性)と ②Needs(動的再犯危険性)を評価し、処遇によって改善可能な動的再犯危険性の具体的内容を特定した上で、 ③当該犯罪者に最も適した処遇方法を選択した上 (Responsivity, 応答性)で、当該犯罪者が抱えている動的再犯危険性に対して処遇を進めることが最も効果的。</p> <p>○カナダの早期釈放制度 ・デイ・パロール ・フル・パロール ・法定釈放 刑期の3分の2を服役した時点で、法律上釈放される。 ↓ ○社会内での更生の準備として、中間処遇施設である更生保護施設が重要な機能を果たしている。</p>	<p>○性犯罪者に対する社会司法追跡調査 強姦、性的攻撃、公然わいせつ、児童ポルノ作為等、一定の性犯罪により有罪判決を受けた者に対し、判決裁判所が補充刑又は代替刑として、一定の期間、刑罰適用判事の監督の下で、再犯防止のための監督措置(転居の通知義務、特定の者との接触禁止、未成年者と日常的に接する職業への従事や社会活動の禁止、武器の携行の禁止)や援助措置(就労支援等の社会復帰のための援助)に従う義務を課すもの。</p> <p>期間は、刑事施設からの釈放時から計算され、軽罪で10年、重罪では20年を超えてはならない。2004年の刑法改正により、特別な場合は30年とすることができる。</p> <p>・監督措置 遵守事項を義務として課し、指定された保護観察官、ソーシャルワーカーが対応。 順守しない場合は、罰則措置として刑事施設への収監が可能。</p> <p>・援助措置 社会復帰を果たすうえで必要と考えられる援助を付与し、本人の円滑な社会復帰を図るもの。 保護観察官、ソーシャルワーカーが連携して研修・教育プログラムへの参加調整や就職あっせん等の就労支援</p> <p>・治療命令 精神的疾患等を有し、それが性犯罪の原因であり、その疾患を治療することが本人の再犯防止及び社会復帰にとって必要であると認められた場合に医師を指定し本人の同意を得て実施。 2005年「再犯者の処遇に関する法律」に基づき、性衝動を抑制するホルモン薬物療法を行うことが可能になった。 治療勧告を拒んだ場合は、罰則措置として刑事施設への収監が可能</p>	<p>◇人口の過半数を抱えるニュー・サウス・ウェールズ州及びヴィクトリア州では、刑務所収容人員の増加とそれに伴う収容コスト増加を背景に、効果的な再犯防止策が州政府の重要方針。</p> <p>◇英・米・加における実証的根拠に基づく実践を取り入れつつ、地域の実情に合わせた独自の展開を図っている。</p> <p>○刑務所内及び社会において、各種処遇プログラムが実施</p> <p>○2006年犯罪(重大な性犯罪者)法が施行。潜在的な「重大な性犯罪者」に対し、刑罰(保護観察期間)満了後も、検事総長からの申立てに基づく最高裁判所の命令により、引き続き拘禁や保護観察を継続することができることとされた。最高5年の期間まで可能であり、命令の回数にも制限がない。 同法施行後、処遇プログラムに対する参加希望者が顕著に増えている。</p> <p>○州矯正局が全ての処遇プログラムを一元管理しており、州矯正局により認可されたプログラムのみが施行され、その運用も州矯正局が決定・指示する。</p> <p>○民間の宗教団体やNGOなどによるプログラムについて、州矯正局の認可手続きを経る必要がある。</p> <p>○社会復帰支援 ・ニュンヤラ地域犯罪者支援プログラムセンター 受刑中から釈放段階に至る過程を詳細に分析して、それぞれの時期に対応した適切な支援と指導監督が多機関連携の下で提供される枠組み。 釈放後3~6か月間居住可能。滞在費2週間あたり107豪ドル。飲酒・薬物使用禁止、門限18時プログラムへの参加が規定。</p> <p>・地域更生センター 受刑者、出所者、受刑者の家族を支援するために設立された民間のNGO。年間70人の出所者の支援。 州矯正局と密接に連携し、受刑者の出所直後の社会復帰支援を行っている。</p>	<p>◇1970年代後半以降続けられてきた拘禁刑重視の犯罪者に対する厳格な刑罰の適用から、犯罪者の社会への再統合(re-entry)重視へと刑事政策の基本方針が大きく転換。</p> <p>◇特定の犯罪多発地域に刑務所釈放者の多くが帰住するという事実があり、地域司法センターをはじめとする地域に根ざした裁判所が多数創設され成果を上げている。</p> <p>◇「2007年第2機会法」は、連邦政府に犯罪者の再犯防止及び社会への再統合を促進するための予算の拠出権限を付与する連邦法。</p> <p>◇「刑事司法的観点からの社会資源の再配分」という考え方が強調されている。 RNRの原則と多機関連携の効率的運営を統合し、地域単位での効果的な犯罪防止対策の立案に応用。 ⇒最も必要性の高い地域に集中的に処遇・介入等のための社会資源が投入されるような体制を整備。</p> <p>◇継続的処遇には、 ①施設内処遇から社会内処遇への円滑な移行 ②満期釈放時の支援充実 ③社会内処遇修理幼児のアフターケアの充実が含まれる。</p> <p>○連邦行刑局による取り組み 刑務所から釈放後、普通の社会生活を始めるまでの中間処遇施設 ⇒全国250か所の社会内再統合準備センターは、連邦矯正局が民間から募集し、一定の条件を満たした施設を提供できる団体と国が契約する方法で運営。 各センターは、地域に密着しているの、犯罪者の地域社会への再統合を促進する効果もある。ジョブ・フェアという就労斡旋及び地域への再統合促進の催しが開かれ、釈放後の雇用促進効果が期待されている。</p> <p>○メリーランド州モンゴメリ郡矯正保護局 ・刑務所 道義的再動機付け療法(認知行動療法) 受刑者の就労支援 ・フィートン就労支援センター 連邦労働省傘下にある総合的就労支援センターの一つ。全米に本所が1,788か所支所が1,333か所設置 ・モンゴメリ郡仮釈放準備センター 就労支援、家族再配合、アルコール・薬物のカウンセリングなど。 ごく一部の性犯罪者に対しては、GPS内蔵装置の装着による電子監視を行っている。(24時間監視センターが所内にある。)</p>	<p>確認できず</p>